

今月の人権カレンダー

- 11日：建国記念の日
- 21日：国際母語デー ユネスコで制定
【目的】「言語の多様性、多言語の使用、あらゆる母語の尊重の推進」
- 22日：世界友情の日「世界平和のために」
ボーイスカウト世界会議で制定

2月の予定

- 1日(木)：にこにこサロン
- 6日(火)：明倫小学校地区学習会閉講式
- 7日(水)：西中学校地区学習会閉講式
- 14日(水)：和田東地区学習会閉講式
- 15日(木)：にこにこサロン
- 17日(土)：中学生人権フォーラム
- 24日(土)：子ども料理教室
- (未定)：スマホ教室

突然の災害に「なに」を「どのように」備えていますか？

～守ろう、みんなの命！ 防災の取り組みを地域ぐるみで、守ろう、わが町！～

◆地域で学ぶ

「社会福祉協議会では地域に出向いて講習会を開催できます」

- ※ ゲームで学ぶ防災意識 ①持ち出し品ゲーム ②防災すごろく
- ※ 支え愛マップの作成・更新など。



(問い合わせ先：倉吉市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎23-5600)

◆実際に体験して防災について学ぶ

説明を聞いて防災を学ぶだけでなく、実際に身体を動かして体験することで、災害が発生した際に取るべき具体的な行動のイメージができ、避難や救助、給食・給水など被災時に役立つ内容・情報を受け取ることができます。

避難方法・連絡方法、対処方法といった実践的な内容を参加者で共有することで、より円滑な避難ができます。困ったときの助け合いの重要性を共に学び、さっと行動できる関係をつくっていきましょう。

倉吉市では **令和6年能登半島地災害震義援金の募金箱** を設置しています

「日本赤十字社」による義援金の受付が開始されました。

【設置場所】・倉吉市役所第2庁舎(1階市民課前) ・倉吉市立図書館(倉吉交流プラザ1階)
・伯耆しあわせの郷 ・倉吉福祉センター ・倉吉市高齢者生活福祉センター

【設置期間】令和6年1月5日(金)～令和6年12月27日(金)まで(※終期は当面予定)

※集まった義援金は、日本赤十字社を通じて全額を被災地(石川県、富山県、新潟県、福井県)へ送られます。みなさまの心あたたまるご支援をお願いします。

(問い合わせ先) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区事務局

(倉吉市社会福祉協議会 地域福祉課内) 電話：23-5600



生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ。悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130

はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

2月号 NO.434(2024年2月1日発行)

防災には「地域コミュニティ」のつながりが重要です！！

日本は、世界有数の地震大国です。特に平成になってからは、地球温暖化や地殻変動が活発になってきており、多くの地震災害が発生しています。

1993(平成5)年	7月12日	北海道南西沖地震
1995(平成7)年	1月17日	阪神淡路大震災
2001(平成13)年	3月24日	芸予地震
2004(平成16)年	10月23日	新潟県中越地震
2011(平成23)年	3月11日	東日本大震災
2016(平成28)年	4月14日	熊本地震
2016(平成28)年	10月21日	鳥取県中部地震
2018(平成30)年	6月18日	大阪北部地震
2018(平成30)年	9月6日	北海道胆振東部地震
2024(令和6)年	1月1日	能登半島地震

平成になってからでも、これだけ多くの地震が短期間で発生しています。そして、夏季には巨大台風・豪雨、冬季には豪雪と厳しい環境の中での生活を強いられています。社会環境においては、少子高齢化・人口減少が進行しています。

そんな中で、今回の能登半島地震が発生。高齢化率50%以上で建物の耐震化も進んでおらず、厳しい地形・地盤に阻まれ道路や水道管が寸断。避難、復旧、復興の道筋がなかなか見えません。

◎過疎地を襲った災害への課題の大きさを感じました。多くの教訓が提起されたと思います。

《地域だからできること》

【自助】：災害発生直後、まず自分や家族の命を確保!

【共助】：地域の住人同士がお互いの関係を築き、助け合いによって命を守る、精神的に支え合う、住民同士での迅速な対応ができる支援体制を整えましょう。どこに要支援者がいるか、また、最適な避難経路の把握など地域コミュニティの中で情報を共有することが防災・減災につながります。

スピーディな情報収集と円滑な情報共有：お互いに危険個所を認識して、防災訓練に力を入れていけば、いざというときに素早く判断・行動へ移しやすくなります。地元への愛着心を持ち、自分たちの地域は自分たちで守るという意識・機運が高まれば地域の活性化にもつながります。2030年～2040年に起こると言われている南海トラフ地震や、全国各地で発生する豪雨災害などのためにできる備えとして、防災・減災のために地域コミュニティでの取り組みが必要不可欠です。地域のつながりを強化していきましょう。

日頃から、避難所の場所や経路、非常用持ち出し袋や服装、災害用の備蓄品(1週間分)や防災グッズなど、「自力で生活を継続できる備え」を事前におきましょう。



《1月 こんなことしました》

◆13日(土)：子ども料理教室

●3色丼を作りました。

野菜切りは手慣れたものになり、手が空いている人からテーブルを出して、配膳ができるよう拭いたりして、準備ができるようになりました。



◆18日(木)：にこにこサロン

●みんなでボーリングゲームをしました。
寒い時期、家で身体を動かすことが少ないみなさん。
運動不足を解消しつつ、笑顔がこぼれました。
その後、「お正月はどうだったええ」、みんなでおしゃべり。
和やかな新年の始まりのサロンでした。



<2月のおすすめの本>



奨学金、借りたら人生こうなった

千駄木雄大
YUDAMOMOTAI



「奨学金、借りたら人生こうなった」

著：千駄木 雄太 出版社：扶桑社

奨学金は、大学卒業後借金人生の片道切符か、人生逆転の救い手か？
奨学金の返済で人生を狂わされた人の話かと思いきや、その逆で救われた人の話。非正規雇用の人が多いなか、大学卒業の資格で一流企業などに就職し、返済に苦労していない。もちろん、返済に苦しむ人がいるのも事実。奨学金を未来への投資と考えるかは人それぞれで、変わる人生もあると思う。
奨学金のリアルとは、奨学金を借りた人々の人生。そして、これから借りる学生たちへ読んでほしい本です。

「みんなの防災ハンドブック」

著：草野 かおる

監修：渡辺 実 出版社：ディスカヴァー・トゥエンティワン

近年、地震、津波、豪雨、台風、大規模な水害、豪雪、火災、記録的な猛暑など、さまざまな災害が起きています。そして、災害は、いつもすぐそばにあります。

自分と家族の命を守り、安全に生きていくにはどうしたらいいのでしょうか。1つの防災情報につき、1つの4コママンガという形式で紹介しています。

災害が起きたその時に取るべき行動や、今すぐできる備え、避難生活などの非常時を乗り切るアイデアを、子どもからお年寄りまで一目でラクラク理解することができます。

災害は、「他人ごと」ではなく、「自分ごと」。みんなで自分や大切な人の身を守るために備え、行動して危険を回避する力を身につけていきましょう。



孤独・孤立を防ごう・無くそう！

「孤独・孤立対策推進法」が、今年4月1日に施行されます。

【目的】…『孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会』、『相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会』を目指す。

【基本理念】…孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援、孤独・孤立の状態から脱却することに資する取り組みについて定めている。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

【国・地方公共団体の責務】…国民の理解・協力、関係者の連携・協力を規定する。

【基本的施策】

- 重点計画の作成
- 国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- 関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進
- 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

【推進体制】

- 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う 孤独・孤立対策地域協議会を置くように努める。
- 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

(内閣官房 HP「孤独・孤立対策推進法概要」から)

「みんなで助け愛・支え愛、温かい地域にしましょう！」

新型コロナウイルス禍以降、社会の変化、個人と社会及び他者との関わりが希薄になったと感じています。貧困の増加、高齢化の進行、子育てや雇用とも関わって、自死者は、2022年は21,000人超と前年比4%増、子どもの自死は、2020年度のデータですが過去最多の479人、前年より140人(41.3%)の増加となりました。社会や周囲からの孤立・孤独は、自殺、うつといった心の病の発症につながります。

4月からの法律施行を前に、地方公共団体を中心に孤独・孤立の当事者等の理解を深めるための研修機会が増えてきました。人は誰一人として同じ人はいません。それぞれの個性やその人の置かれている状況は違います。人権文化センターは、地域の皆さんの相談支援の窓口として、気軽に立ち寄れる場所として責務を果たしていきたいと思っています。地域で気になる人の早期発見、支援へつなげるために是非、情報をお知らせください。秘密は守ります。